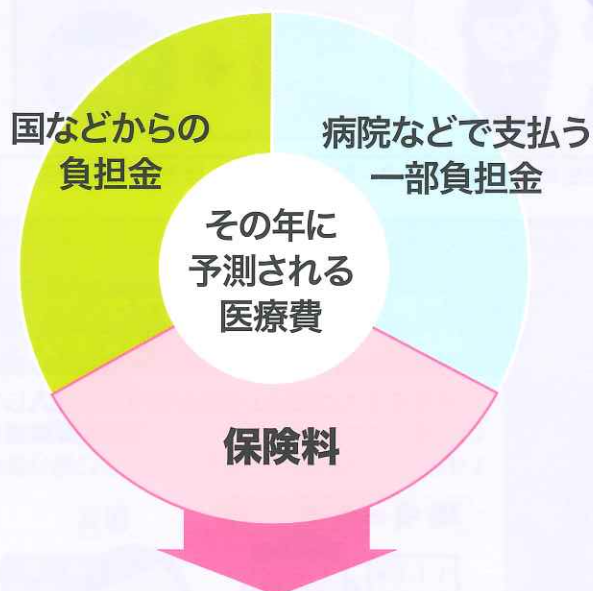


どのように 決まるの？

保険料は世帯ごとに決まります

その年に予測される医療費を推計し、そこから病院などで支払う一部負担金と国や県からの負担金等を差し引いた金額が、保険料の総額となります。それを所得割、均等割、平等割の3項目に割り振り、項目の組み合わせによって世帯ごとの保険料額が決まります。医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分それぞれ同様に決められます。



後期高齢者医療制度移行に伴う経過措置

後期高齢者医療制度へ移行することにより国保被保険者が一人の世帯となる人は、最初の5年間は $\frac{1}{2}$ 、その後3年間は $\frac{1}{4}$ に平等割が減額になります。

世帯の保険料

医療保険分

限度額：660,000円

所得割

世帯の加入者の所得に応じて計算

産前産後期間軽減措置

均等割

世帯の加入者数に応じて計算

未就学児軽減措置

産前産後期間軽減措置

平等割

一世帯にいくらかと計算

後期高齢者支援金分

限度額：260,000円

所得割

世帯の加入者の所得に応じて計算

産前産後期間軽減措置

均等割

世帯の加入者数に応じて計算

未就学児軽減措置

産前産後期間軽減措置

平等割

一世帯にいくらかと計算

介護保険分

第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人のみ)

限度額：170,000円

所得割

世帯の第2号被保険者の所得に応じて計算

産前産後期間軽減措置

均等割

世帯の第2号被保険者数に応じて計算

産前産後期間軽減措置

平等割

第2号被保険者がいる世帯にいくらかと計算

どのように 決まるの？

保険料は前年の所得をもとに決められます

保険料の所得割額は前年の所得をもとに決められるので、**正しい所得申告をお願いします。**

国保ではさまざまな給付（入院時の食事代や高額療養費の支給など）で、所得に応じて軽減措置がありますが、正しい申告をしないしていると、正しい給付が受けられないことがあります。ご注意ください。

国保加入世帯の方は、保険料を正しく計算するため所得の申告が必要です。世帯の中に未申告の方がいると軽減措置が受けられない場合があります。前年の収入がない場合も、所得の申告が必要です。

年度途中で社会保険に加入・離脱をした場合

役場担当課に社保加入の場合はマイナンバーカード（マイナ保険証）または資格確認書、社保離脱の場合は資格喪失連絡票、雇用保険被保険者離職票等をご持参の上手続きが必要となります。

年度の途中で転入したとき

転入した人については、保険料を計算するために必要な前年中の所得金額が不明なため、前住所地に問い合わせます。所得金額が判明したのち、保険料が増減されることがあります。

保険料は年齢によって異なります

40歳未満の人（介護保険の被保険者ではありません）

介護保険には40歳に到達した月から加入することになりますので、介護保険分の負担はありません。国保の保険料として医療保険分と後期高齢者支援金分を納めます。



40歳未満の人の保険料

医療保険分

+

後期高齢者支援金分

年度の途中で
40歳になるとき

40歳の誕生日の前日が属する月（1日生まれの方は前月、2～31日生まれの方はその月）分から介護保険分を納めます。

誰が 納めるの？

保険料は世帯主が納めます

保険料は、被保険者一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。納付通知書は世帯主あてに送られてきます。



世帯主が国保被保険者でなくても、保険料納付の義務は世帯主にあります

世帯主本人が職場の健康保険などに加入している場合でも、家族に一人でも国保被保険者がいれば、保険料納付の義務は世帯主にあります。

職場の健康保険

国保



保険料は納期内に納めましょう

納付通知書が届いたら、世帯主の人は必ず納期内にお近くの指定金融機関や各町村の担当窓口で保険料を納めてください。

保険料の領収書は大切に保管しましょう

納められた保険料は年末調整や確定申告のときに社会保険料控除の対象になります。

領収書は大切に保管しましょう。



口座振替にしましょう

保険料納付は口座振替がオススメです。納付書、預金通帳、印かん（通帳届け出印）を持って、町村指定の金融機関で手続きしてください。



お問い合わせは、最上地区広域連合へ <電話29-6111>